

平成26年8月11日
放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議
【資料1】

～放課後子ども総合プランについて～

厚生労働省
文部科学省

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
- ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
- ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



「放課後子ども総合プラン」概要

1 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

2 国全体の目標

- 平成31年度末までに、以下を実施することを目指す
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

3 事業計画

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

（市町村）

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

（都道府県）

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものととして策定することも可

4 市町村の体制、役割等

- 「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

①学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

②余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
- ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
- ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等

- ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

③放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

- ・両事業を小中学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

- ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

(5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る